

【資料①－２】

ユニフォーム等への宣伝広告に関する取扱要領 現改比較表

条 項	現 行	改 正 (案)	備 考
3. 宣伝広告等を貼付できないもの			
スポーツサングラス	1. 関連規則 規則 3.0 9 [付記][注 3]⑤ 2. 色の規制 投手は白いフレームは使用できない。 3. その他 鏡面加工されたレンズは使用できない。	1. 2. 3. その他 <u>著しく光を反射するなど試合の進行に妨げとなるレンズ</u> は使用できない。	レンズの「表面加工」技術も高度化し、鏡面加工したものでも反射光が抑止されるものもある。ただし、プレイに支障があるものと審判員が判断すれば使用は認めない。

金属類（光り物）、ネックレス、ブレスレット、ピアス、時計	装着は認めない。ただし、時計の装着については監督、コーチは認めるが、ベースコーチは認めない。	装着は認めない。ただし、 <u>スマートウォッチを除く</u> 時計の装着については監督、コーチは認めるが、ベースコーチは認めない。	電子通信機器の使用禁止に伴い、上記の機能を有する時計の装着について、ベンチ入りする者はすべて認めない旨を追加。
		<u>2025年 7月25日 一部変更</u>	